

公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団嘱託員の

就業条件等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団（以下「財団」という。）が業務の必要により、財団の特定の業務に従事させるため、高知県又はその他の地方公共団体が派遣等する者のうちから財団の職員として雇用するもの（以下「嘱託員」という。）の就業条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命等)

第2条 嘱託員の任命は、公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団理事長（以下「理事長」という。）が行う。

2 嘱託員の身分は、財団の常勤職員とし、その職務内容は、公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団組織規程第3条第2項に定めるところによる。

(給与)

第3条 嘱託員の給与とは、給料、通勤手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 前項の給料及び手当の額は、理事長が別に定める。

3 退職手当は、支給しないものとする。

(雇用期間)

第4条 嘱託員の雇用期間は、雇用通知書に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認めた場合は、前項の規定による雇用期間の末日から2年間延長することができるものとする。ただし、65歳に達する日の属する年度の末日を限度とする。

(休暇)

第5条 嘱託員の休暇は、財団の職員の例による。

(委任)

第6条 この規程に定めのない事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。